平成21年度視覚障害生活訓練専門職現況調査の結果について

学院視覚障害学科　　野口　忠則、小林　章
視覚障害リハビリテーション協会　　吉野　由美子
社会福祉法人日本ライトハウス養成部　　田邉　正明

【目的】視覚障害者の生活訓練等に従事する専門職（視覚障害生活訓練専門職）の養成を行っている日本ライトハウス養成部及び当センター学院視覚障害学科の修了生及び卒業生を対象とし、現在の就労状況や当該専門職に対する考え等を把握、分析し、当該専門職の専門性の担保や資質向上、待遇改善や人材確保等を目的とした当該専門職の資格化等の検討に資することを目的として、上記の二つの養成課程及び視覚障害リハビリテーション協会が共同で当該調査を実施した。

【方法】日本ライトハウス養成部視覚障害生活訓練等指導員養成課程修了生344名及び学院視覚障害学科卒業生150名の計494名（全修了生・卒業生のうち住所ないし勤務先を把握している者）を対象として、調査時点を平成21年7月1日とする、調査票等の送付による郵送調査を実施した。

【結果及び考察】回答数は207、回答率は41.9%で、49項目毎に集計した（集計項目に関しては資料1参照）。回答者の平均年齢は41.6歳、性別は男女共に5割前後で、現在視覚障害者の生活訓練に従事している者(現従事者)は全体の約5割であった(結果の詳細に関しては資料2参照)。

現従事者は訓練従事経験の無い者（未従事者）と比べ平均年齢が高い（特に29歳以下の割合が低い）こと、過去に従事経験があり現在は従事していない者の訓練従事時の職場の勤続年数や離職理由をみると、平均勤続年数が10年以上で、「結婚」や「出産・育児」等で離職することが多い女性を除くと約14年になる等、離職まで比較的長く勤めていること、離職理由の5割以上が「人事異動、定年退職」であること等から、若年層は、当該専門職に就いた後短期間でその職場を辞めてしまうのではなく、そもそも当該専門職に新たに就こうとする者が少ないといえる。

また、女性の現従事者は、男性と比べて従事する訓練の種類が多く、訓練の現場では多岐に渡って活躍しているといえるが、その月給額や賞与額をみると、年齢が低い時には男性と同等の額であるが、年齢が高くなるにつれ男性の額との差が大きくなっており、結果男性の年収試算額は他の医療福祉関係職種よりも高額なのに対し、女性のそれは男性よりも大きく下回っている。平均年齢や勤続年数の男女差は考慮すべきではあるが、待遇面での男女間格差が顕著だといえる。

さらに、若年層の多い未従事者の当該専門職への未就業理由は「他の職種や仕事への興味」が4割以上で、特に女性の未従事者においては「仕事を探したが見つからなかった」が3割だった。

将来の当該専門職の担い手である若年層や、多岐に渡って活躍し得る女性に対して、当該専門職が魅力のある、働きがいのある職種になるような取り組みが必要であろう。

回答者が考える当該専門職に求められる能力や必要となる知識及び技術については、調査実施者側が考えているものと大差無く、未従事者が当該専門職に望む改善点では3割以上が「専門性に対する評価の向上」を挙げており、現在行っている当該専門職の専門性の担保や資質向上に係る取り組みをより一層進めていくことが必要であろう。

以上は結果や考察の一部だが、このような結果を踏まえ、当該専門職の人材確保と待遇改善に向けた取り組みとして、専門職集団の組織化や専門職の資格化等の更なる検討が必要と考える。

【資料 1】集計項目一覧（※下線の項目については資料 2 にその全部ないし一部を掲載）

【回答者の現況】

1．回答者の視覚障害生活訓練従事の状況

2．回答者の性別の状況

3．回答者の年齢構成別の状況

4．回答者の居住地別の状況

5．回答者の勤務先別の状況

6．回答者の勤務先別・年齢階層別・男女別の状況

7．回答者の勤務先の設置・運営主体別の状況

8．回答者の勤務先の設置・運営主体別・年齢階層別・男女別の状況

9．回答者の職種別の状況

10. 回答者の職種別・年齢階層別・男女別の状況

11. 訓練従事経験者の視覚障害生活訓練従事の状況

【視覚障害生活訓練専門職（現従事者）の現況】

12. 視覚障害生活訓練専門職（現従事者）の男女別・雇用形態別の状況

13. 視覚障害生活訓練専門職（現従事者）の勤続年数別・訓練従事年数別の状況

14. 視覚障害生活訓練専門職（現従事者）の男女別・勤続年数別の状況

15. 視覚障害生活訓練専門職（現従事者）の雇用形態別・勤続年数別の状況

16. 視覚障害生活訓練専門職（現従事者）の男女別・訓練従事年数別の状況

17. 視覚障害生活訓練専門職（現従事者）の雇用形態別・訓練従事年数別の状況

18. 視覚障害生活訓練専門職（現従事者）の訓練別従事率・従事年数の状況

19. 視覚障害生活訓練専門職（現従事者）の訓練別従事年数の状況

20. 視覚障害生活訓練専門職（現従事者）の男女別・訓練別従事率・従事年数の状況

21. 視覚障害生活訓練専門職（現従事者）の男女別・訓練別従事年数の状況

22. 視覚障害生活訓練専門職（現従事者）の雇用形態別・訓練別従事率・従事年数の状況

23. 視覚障害生活訓練専門職（現従事者）の雇用形態別・訓練別従事年数の状況

24. 視覚障害生活訓練専門職（現従事者）の 1 週間の訓練回数の状況

25. 視覚障害生活訓練専門職（現従事者・常勤）の月給額の状況

26. 視覚障害生活訓練専門職（現従事者・常勤）の男女別・年齢階層別平均月給額の状況

27. 視覚障害生活訓練専門職（現従事者・常勤）の男女別・勤続年数別平均月給額の状況

28. 視覚障害生活訓練専門職（現従事者・常勤）と他資格の月給額の比較

29. 視覚障害生活訓練専門職（現従事者・常勤）の年間賞与額の状況

30. 視覚障害生活訓練専門職（現従事者・常勤）の男女別・年齢階層別平均年間賞与額の状況

31. 視覚障害生活訓練専門職（現従事者・常勤）の男女別・勤続年数別平均年間賞与額の状況

32. 視覚障害生活訓練専門職（現従事者・常勤）と他資格の年間賞与額の比較
33. 視覚障害生活訓練専門職（現従事者・常勤）の年収試算額の状況
34. 視覚障害生活訓練専門職（現従事者・常勤）の男女別・年齢階層別平均年収試算額の状況
35. 視覚障害生活訓練専門職（現従事者・常勤）の男女別・勤続年数別平均年収試算額の状況
36. 視覚障害生活訓練専門職（現従事者・常勤）と他職種の年収試算額等の比較
37. 視覚障害生活訓練専門職（現従事者）の当該職種への就業決定理由
38. 視覚障害生活訓練専門職（現従事者）の働く上での不安や悩み
39. 視覚障害生活訓練専門職（現従事者）の当該職種の継続従事の意向
40. 視覚障害生活訓練専門職（現従事者）が当該職種に望む改善点

【過去従事者・未従事者の意向と考え】

41. 過去従事者の男女別・雇用形態別の状況
42. 過去従事者の男女別・雇用形態別勤続年数の状況
43. 過去従事者の当該職種からの離職理由
44. 過去従事者の当該職種への復帰意向
45. 過去従事者が当該職種に望む改善点
46. 未従事者の当該職種への未就業理由
47. 未従事者が当該職種に望む改善点

【視覚障害生活訓練専門職に求められる能力と必要となる知識及び技術】

48. 視覚障害生活訓練専門職に求められる能力
49. 視覚障害生活訓練専門職に必要となる知識及び技術

【資料 2】集計結果例（集計結果の一部）

回答者の視覚障害生活訓練従事の状況

回答者を訓練従事経験別にみると、現従事者が約半数を占めている。

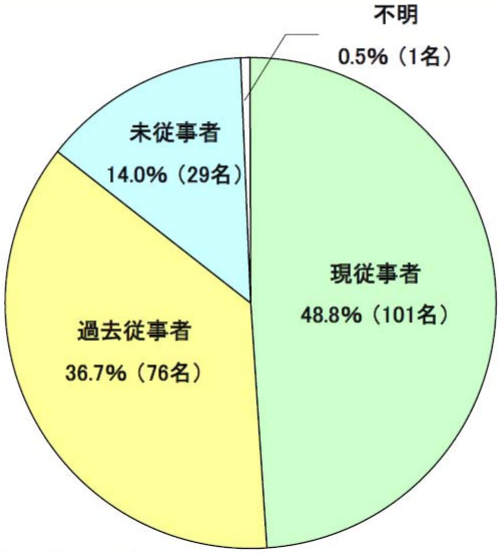

※現従事者：現在、視覚障害者の生活訓練に従事している者
過去従事者：過去に視覚障害者の生活訓練に従事していた経験があり、現在は従事していない者
未従事者：視覚障害者の生活訓練に従事した経験の無い者

（全体N＝207）

回答者の性別の状況

回答者を性別にみると、全体、現従事者及び過去従事者ではそれぞれ5割前後となっているが、未従事者では約8割が女性となっている。

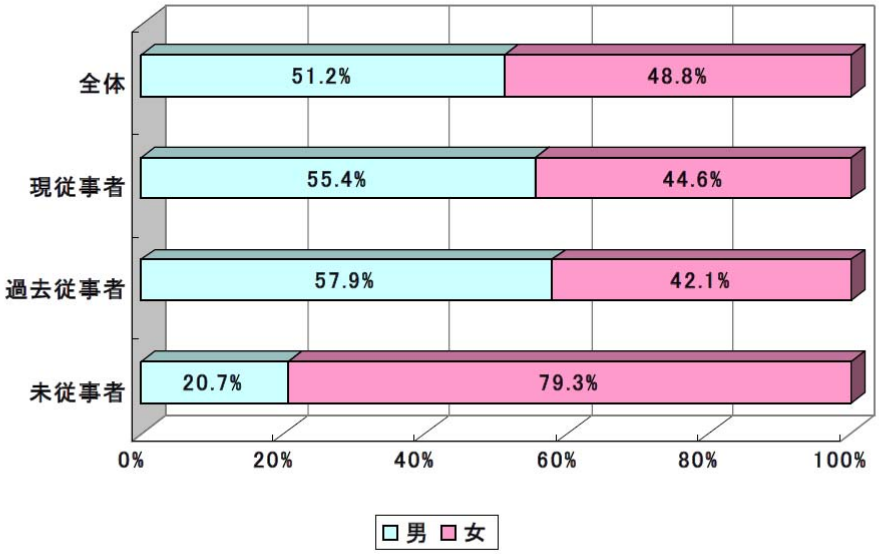

（全体N＝207、現従事者N＝101、過去従事者N＝76、未従事者N＝29）

回答者の年齢構成別の状況

回答者を年齢構成別にみると、現従事者及び過去従事者では29歳以下の割合が低く、未従事者では29歳以下及び30～39歳の層がそのほとんどを占めている。

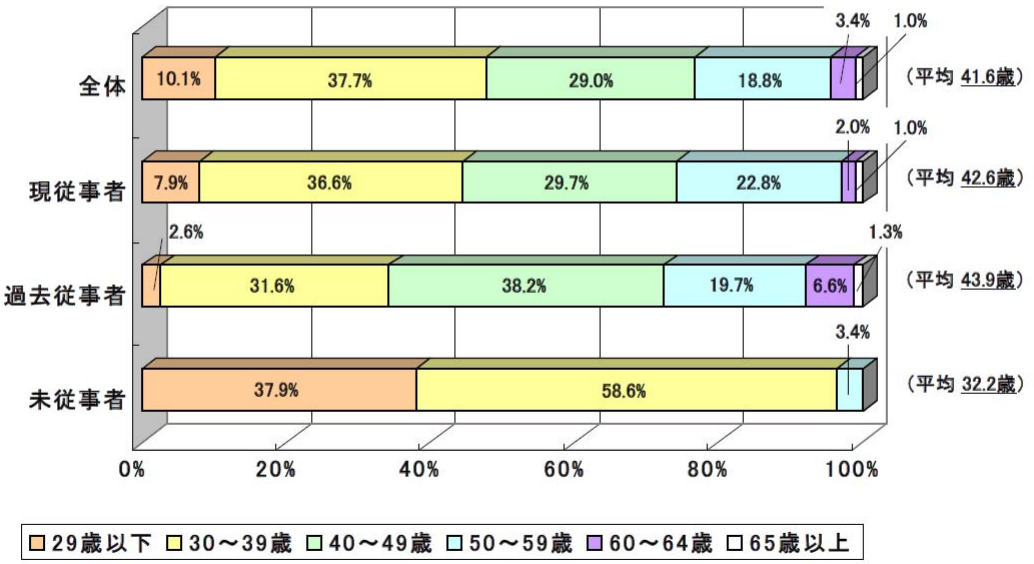

（全体N＝207、現従事者N＝101、過去従事者N＝76、未従事者N＝29）

視覚障害生活訓練専門職（現従事者）の男女別・訓練別従事率・従事年数の状況

現従事者の現勤務先での訓練別従事率を男女別にみると、男女ともにそのほとんどが歩行訓練に従事しており、次いで女性の日常生活訓練の従事率が高い。また、訓練別従事年数を男女別にみると、男女ともに歩行訓練が最も長く、男性の従事年数は10年を超えている。

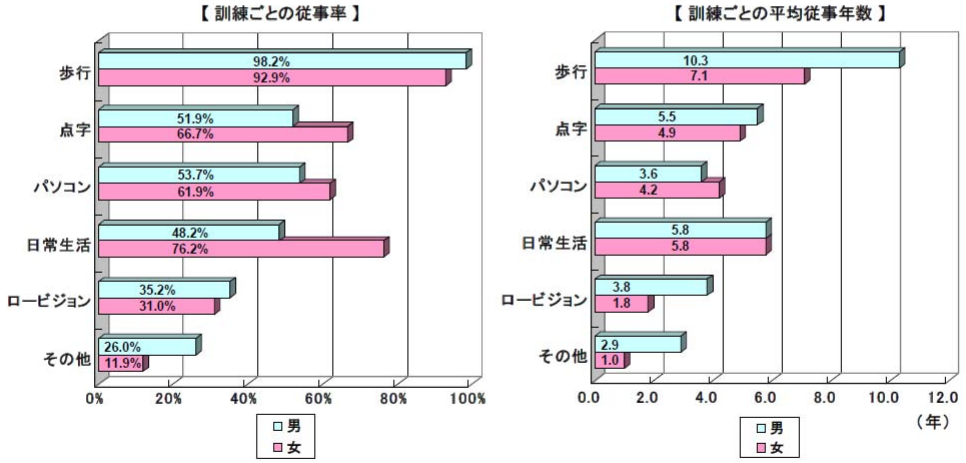

（男N＝54、女N＝42）

視覚障害生活訓練専門職（現従事者）の男女別・訓練別従事年数の状況①

現従事者のうち男性の現勤務先での訓練別従事年数をみると、歩行訓練では10年以上の者が約4割に達し最も多く、従事無しの者が最も少ないのに対し、その他の訓練では従事無しの者が最も多く、それぞれ約5割かそれ以上となっている。

【男】

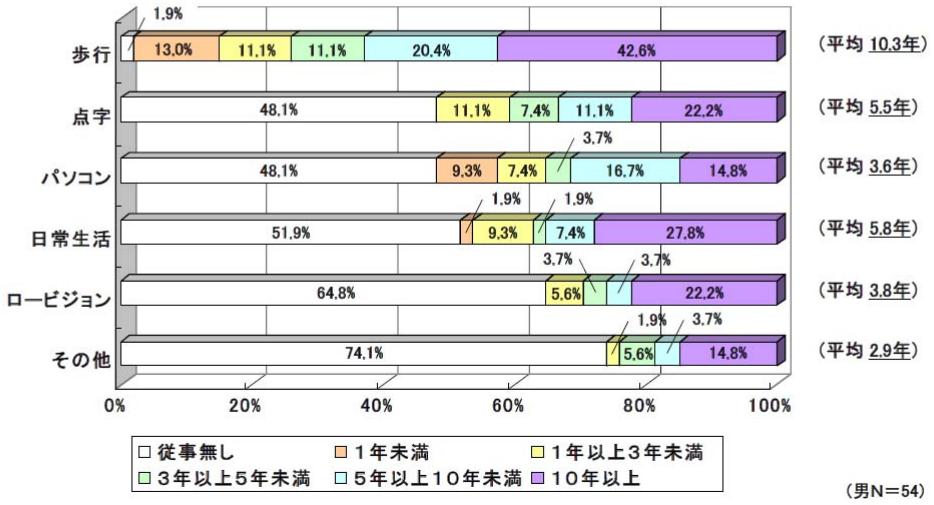

（男N＝54）

視覚障害生活訓練専門職（現従事者）の男女別・訓練別従事年数の状況②

現従事者のうち女性の現勤務先での訓練別従事年数をみると、歩行訓練では10年以上の者が最も多く、従事無しの者が最も少ないのは男性と同様だが、特に点字訓練、パソコン訓練、日常生活訓練においては、従事無しの者の割合が男性と比べて低くなっている。

【女】

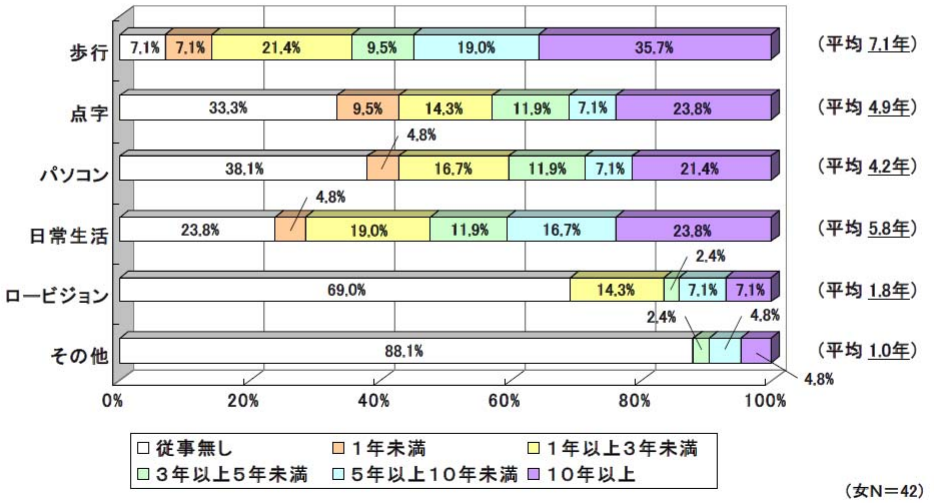

（女N＝42）

視覚障害生活訓練専門職（現従事者・常勤）の男女別・年齢階層別平均月給額の状況

常勤の現従事者の平均月給額を男女別・年齢階層別にみると、男女間では平均年齢に5歳程の差があることに留意する必要があるが、全体及びうち医療・福祉分野等に勤務する者（現従事者全体から特別支援学校（盲学校）に勤務する者を除く）ともに、30歳代では女性の方が若干平均額が高いが、40歳代及び50歳代では男性の方が10万円以上高くなっている。また、総平均額では全体と医療・福祉分野等で男女差が7～8万円となっている。

（単位：円）（単位：歳）

		29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	平均額	平均年齢
全体		201,483	266,549	370,044	390,134	252,000	313,855	41.2
	男	202,500	259,719	**408,772**	**427,134**	252,000	**350,867**	43.6
	女	200,975	**271,244**	302,268	223,635	－	266,974	38.0
医療・福祉分野等		201,483	265,175	345,947	390,134	－	302,998	39.9
	男	202,500	259,719	**382,738**	**427,134**	－	**337,424**	42.0
	女	200,975	**269,792**	303,025	223,635	－	263,065	37.6

※「月給額」とは、労働契約、就業規則等によって予め定められた、毎月決まって支給される現金給与額（基本給、職務手当、通勤手当、家族手当、超過勤務手当等の合計額で、税金や社会保険料を差し引く前の給与総額）をいう。

（専門職全体：全体N＝68、男N＝38、女N＝30　医療・福祉分野等：全体N＝54、男N＝29、女N＝25）

視覚障害生活訓練専門職（現従事者・常勤）の男女別・年齢階層別平均年間賞与額の状況

常勤の現従事者の平均年間賞与額を男女別・年齢階層別にみると、男女間では平均年齢に5歳程の差があることに留意する必要があるが、全体及びうち医療・福祉分野等に勤務する者（現従事者全体から特別支援学校（盲学校）に勤務する者を除く）ともに、20歳代では女性の方が平均額が高いが、30歳代から50歳代にかけては男性の方が高くなっている。また、総平均額では全体の方が医療・福祉分野等よりも男女差が大きい。

（単位：円）（単位：歳）

		29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	平均額	平均年齢
全体		491,667	698,052	1,115,733	1,123,877	0	863,326	41.2
	男	350,000	**740,015**	**1,399,132**	**1,221,759**	0	**1,037,470**	43.6
	女	**562,500**	669,202	619,785	683,405	－	642,744	38.0
医療・福祉分野等		491,677	682,259	720,520	1,123,877	－	777,257	39.9
	男	350,000	**740,015**	**846,675**	**1,221,759**	－	**888,370**	42.0
	女	**562,500**	633,388	726,380	683,405	－	648,366	37.6

※「年間賞与額」とは、１年間に支払われる賞与、期末手当等特別給与額（いわゆる「ボーナス」）で、税金や社会保険料を差し引く前の総額をいう。

（専門職全体：全体N＝68、男N＝38、女N＝30　医療・福祉分野等：全体N＝54、男N＝29、女N＝25）

視覚障害生活訓練専門職（現従事者・常勤）の男女別・年齢階層別平均年収試算額の状況

常勤の現従事者の平均年収試算額を男女別・年齢階層別にみると、男女間では平均年齢に5歳程の差があることに留意する必要があるが、全体及びうち医療・福祉分野等に勤務する者（現従事者全体から特別支援学校（盲学校）に勤務する者を除く）ともに、30歳代までは女性の方が若干平均額が高いが、40歳代以上では男性の方が高く、約100～300万円の差がある。また、総平均額では全体と医療・福祉分野等で男女差が100万円以上ある。

（単位：円）（単位：歳）

		29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	平均額	平均年齢
全体		2,889,467	3,892,152	5,426,531	5,772,895	3,024,000	4,578,801	41.2
	男	2,780,000	3,856,646	**6,141,542**	**6,307,533**	3,024,000	**5,178,434**	43.6
	女	**2,944,200**	**3,916,563**	4,175,262	3,367,025	—	3,819,265	38.0
医療・福祉分野等		2,889,467	3,859,319	4,732,214	5,772,895	—	4,351,501	39.9
	男	2,780,000	3,856,646	**5,130,954**	**6,307,533**	—	**4,850,606**	42.0
	女	**2,944,200**	**3,861,580**	4,267,016	3,367,025	—	3,772,540	37.6

※年収試算額は、次の算式により参考数値として試算した。『年収試算額＝所定内給与額×12ヶ月＋年間賞与額』
※「所定内給与額」とは、毎月決まって支給される現金給与額のうち、超過勤務手当以外のものをいう。
※「年間賞与額」とは、1年間に支払われる賞与、期末手当等特別給与額（いわゆる「ボーナス」）で、税金や社会保険料を差し引く前の総額をいう。

（専門職全体：全体N＝68、男N＝38、女N＝30　医療・福祉分野等：全体N＝54、男N＝29、女N＝25）

視覚障害生活訓練専門職（現従事者・常勤）と他職種の年収試算額等の比較①

視覚障害生活訓練専門職（現従事者・常勤）と他の医療・福祉関係職種の年収試算額等を比較してみると、視覚障害生活訓練専門職の勤続年数が他職種と比べて長いことに留意する必要があるが、視覚障害生活訓練専門職の月給額、年間賞与額及び年収試算額は看護師を上回るあるいは同程度であり、他の医療・福祉関係職種よりも高い。

	年齢	勤続年数	きまって支給する現金給与額（月給額）	所定内給与額	年間賞与その他特別給与額（年間賞与額）	年収試算額
	歳	年	千円	千円	千円	千円
視覚障害生活訓練専門職	41.2	10.4	313.9	**309.6**	863.3	**4,578.8**
視覚障害生活訓練専門職（医福）	39.9	10.2	303.0	297.9	777.3	4,351.5
看護師	35.9	6.8	**322.0**	286.8	**874.7**	4,316.3
准看護師	44.5	9.9	277.1	251.2	704.2	3,718.6
看護補助者	44.1	6.5	196.4	183.2	455.3	2,653.7
理学療法士、作業療法士	30.1	3.8	274.7	268.7	626.5	3,850.9
保育士（保母・保父）	33.5	7.7	215.9	209.1	634.4	3,143.6
介護支援専門員（ケアマネージャー）	44.9	7.1	260.3	250.7	675.3	3,683.7
ホームヘルパー	43.9	4.4	211.7	194.4	278.6	2,611.4
福祉施設介護員	35.8	5.2	215.8	203.4	505.0	2,945.8

※賃金構造基本統計調査は年収は調査していないが、他職種等の年収額は下記算式により参考数値として試算した。
『年収試算額＝所定内給与額×12ヶ月＋年間賞与その他特別支給額』
※「所定内給与額」とは、月間きまって支給する現金給与額のうち、超過勤務手当以外のものをいう。
※資料出所：平成20年「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省大臣官房統計情報部）
※「医福」とは、現従事者全体のうち「医療・福祉分野等に勤務する者（現従事者から特別支援学校（盲学校）に勤務する者を除く）」を指す。

（専門職全体N＝68、医療・福祉分野等N＝54）

視覚障害生活訓練専門職（現従事者・常勤）と他職種の年収試算額等の比較②

視覚障害生活訓練専門職（現従事者・常勤）と他の医療・福祉関係職種の年収試算額等を男女別に比較してみると、男性では、他職種と比べ、視覚障害生活訓練専門職の年齢が高く、勤続年数が長いことに留意する必要があるが、視覚障害生活訓練専門職の月給額、年間賞与額及び年収試算額は他の医療・福祉関係職種よりも高い。

	年齢	勤続年数	きまって支給する現金給与額（月給額）	所定内給与額	年間賞与その他特別給与額（年間賞与額）	年収試算額
	歳	年	千円	千円	千円	千円
視覚障害生活訓練専門職（男）	43.6	11.3	350.9	345.1	1,037.5	5,178.4
視覚障害生活訓練専門職（医福・男）	42.0	11.1	337.4	330.2	888.4	4,850.6
看護師（男）	33.8	6.0	312.2	279.8	813.0	4,170.6
准看護師（男）	38.0	9.7	292.5	258.8	734.2	3,839.8
看護補助者（男）	35.9	5.1	205.1	189.2	472.4	2,742.8
理学療法士、作業療法士（男）	30.9	3.5	279.8	274.0	576.4	3,864.4
保育士（保母・保父）（男）	31.3	6.5	252.2	240.9	701.6	3,592.4
介護支援専門員（ケアマネージャー）（男）	39.9	7.0	286.8	279.1	787.3	4,136.5
ホームヘルパー（男）	36.3	3.4	242.7	207.8	170.8	2,664.4
福祉施設介護員（男）	32.7	5.1	231.7	217.2	544.6	3,151.0

※賃金構造基本統計調査は年収は調査していないが、他職種等の年収額は下記算式により参考数値として試算した。
『年収試算額＝所定内給与額×12ヶ月＋年間賞与その他特別支給額』
※「所定内給与額」とは、月間きまって支給する現金給与額のうち、超過勤務手当以外のものをいう。
※資料出所：平成20年「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省大臣官房統計情報部）
※「医福」とは、現従事者全体のうち「医療・福祉分野等に勤務する者（現従事者から特別支援学校（盲学校）に勤務する者を除く）」を指す。

（専門職全体：男N＝38、医療・福祉分野等：男N＝29）

視覚障害生活訓練専門職（現従事者・常勤）と他職種の年収試算額等の比較③

視覚障害生活訓練専門職（現従事者・常勤）と他の医療・福祉関係職種の年収試算額等を男女別に比較してみると、女性では、視覚障害生活訓練専門職の勤続年数が他職種と比べて若干長いことに留意する必要があるが、視覚障害生活訓練専門職の月給額、年間賞与額及び年収試算額は、看護師及び理学療法士、作業療法士よりも低い。

	年齢	勤続年数	きまって支給する現金給与額（月給額）	所定内給与額	年間賞与その他特別給与額（年間賞与額）	年収試算額
	歳	年	千円	千円	千円	千円
視覚障害生活訓練専門職（女）	38.0	9.3	267.0	264.7	642.7	3,819.3
視覚障害生活訓練専門職（医福・女）	37.6	9.3	263.1	260.3	648.4	3,772.5
看護師（女）	36.0	6.9	322.6	287.2	878.8	4,325.2
准看護師（女）	45.1	10.0	275.7	250.5	701.5	3,707.5
看護補助者（女）	45.6	6.7	194.8	182.2	452.2	2,638.6
理学療法士、作業療法士（女）	29.3	4.0	269.4	263.3	677.8	3,837.4
保育士（保母・保父）（女）	33.6	7.8	214.1	207.5	631.1	3,121.1
介護支援専門員（ケアマネージャー）（女）	46.5	7.1	251.8	241.6	639.5	3,538.7
ホームヘルパー（女）	45.4	4.6	205.6	191.8	299.6	2,601.2
福祉施設介護員（女）	37.2	5.3	208.6	197.0	486.9	2,850.9

※賃金構造基本統計調査は年収は調査していないが、他職種等の年収額は下記算式により参考数値として試算した。
『年収試算額＝所定内給与額×12ヶ月＋年間賞与その他特別支給額』
※「所定内給与額」とは、月間きまって支給する現金給与額のうち、超過勤務手当以外のものをいう。
※資料出所：平成20年「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省大臣官房統計情報部）
※「医福」とは、現従事者全体のうち「医療・福祉分野等に勤務する者（現従事者から特別支援学校（盲学校）に勤務する者を除く）」を指す。

（専門職全体：女N＝30、医療・福祉分野等：女N＝25）

過去従事者の男女別・雇用形態別勤続年数の状況

過去に視覚障害生活訓練に従事した経験のある者（過去従事者）の勤続年数をみると、5年以上の者が過半数を占めている。男女別にみると、男性は10年以上の割合が過半数を占めているが、女性は1年以上の各階層が2割強となっている。また従事していた際の雇用形態別にみると、常勤専従では1年未満の者がおらず、常勤兼務では10年以上の割合が男性に次いで高い。

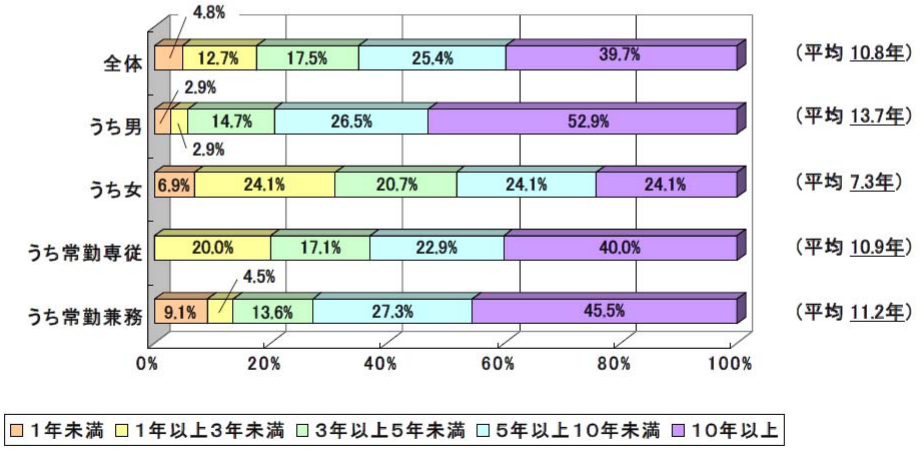

（過去従事者：全体N＝63、男N＝34、女N＝29、常勤専従N＝35、常勤兼務N＝22）

過去従事者の当該職種からの離職理由

過去に視覚障害生活訓練に従事した経験のある者（過去従事者）の当該専門職あるいは勤務先を辞めた理由をみると、過去従事者全体とその男女別及び雇用形態別（大多数の常勤専従及び常勤兼務）ともに「人事異動、定年退職」が約5割を占めている。その他では、女性及び常勤兼務では「当該職種の専門性に対する評価が低かったため」及び「職員間の人間関係が良くなかったため」、女性のみでは「結婚のため」、「出産・育児のため」及び「転居のため」の割合が比較的高い。

	過去従事者				
	全体	男	女	常勤専従	常勤兼務
仕事にやりがいが無かったため	3.4%	3.1%	3.7%	3.1%	4.8%
給与等収入面が低かったため	3.4%	3.1%	3.7%	0.0%	4.8%
当該職種の専門性に対する評価が低かったため	8.5%	3.1%	14.8%	6.3%	14.3%
夜勤や不規則勤務等、労働条件が悪かったため	5.1%	0.0%	11.1%	3.1%	9.5%
昇進や正規職員への登用等、将来の見通しが立たなかったため	5.1%	9.4%	0.0%	0.0%	9.5%
心身の健康を害したため	6.8%	3.1%	11.1%	3.1%	9.5%
業務に関して体力的に自信が無かったため	1.7%	0.0%	3.7%	3.1%	0.0%
業務に関して精神的に自信が無かったため	3.4%	3.1%	3.7%	3.1%	4.8%
自分の能力を伸ばすことができないと感じたため	5.1%	3.1%	7.4%	0.0%	9.5%
職員間の人間関係が良くなかったため	11.9%	9.4%	14.8%	6.3%	14.3%
結婚のため	6.8%	0.0%	14.8%	6.3%	4.8%
出産・育児のため	6.8%	0.0%	14.8%	6.3%	4.8%
家族等の介護・看護のため	1.7%	3.1%	0.0%	3.1%	0.0%
転居のため	8.5%	3.1%	14.8%	12.5%	0.0%
人事異動、定年退職	54.2%	62.5%	44.4%	62.5%	57.1%
その他	16.9%	15.6%	18.5%	12.5%	19.0%

（過去従事者：全体N＝59、男N＝32、女N＝27、常勤専従N＝32、常勤兼務N＝21、複数回答含む）

未従事者の当該職種への未就業理由

過去に視覚障害生活訓練に従事した経験の無い者（未従事者）の当該職種に就かなかった理由をみると、未従事者全体とその男女別ともに「他の職種や他の分野の仕事に興味があったため」の割合が4割以上を占めている。その他では、全体及び女性では「仕事を探したが見つからなかったため」、男性では「訓練実施施設等には採用されたが、訓練従事職には配属されなかったため」の割合が比較的高い。

	未従事者		
	全体	男	女
仕事を探したが見つからなかったため	26.9%	16.7%	30.0%
訓練実施施設等への就職を希望したが採用されなかったため	11.5%	0.0%	15.0%
訓練実施施設等には採用されたが、訓練従事職には配属されなかったため	15.4%	33.3%	10.0%
正規職員としての採用が無かったため	3.8%	0.0%	5.0%
給与等の待遇が低かったため	11.5%	0.0%	15.0%
当該職種の専門職に対する評価が低いと感じられたため	3.8%	0.0%	5.0%
仕事にやりがいを感じられそうになかったため	3.8%	0.0%	5.0%
夜勤や不規則勤務等、労働条件が悪かったため	3.8%	0.0%	5.0%
通勤に不便だったため	11.5%	0.0%	15.0%
業務に関して体力的に不安があったため	11.5%	0.0%	15.0%
業務に関して精神的に不安があったため	3.8%	0.0%	5.0%
他の職種や他の分野の仕事に興味があったため	42.3%	50.0%	40.0%
その他	15.4%	0.0%	20.0%

（未従事者：全体N＝26、男N＝6、女N＝20、複数回答含む）

未従事者が当該職種に望む改善点

過去に視覚障害生活訓練に従事した経験の無い者（未従事者）が当該職種に望む改善点をみると、未従事者全体とその男女別ともに「当該職種の専門性に対する評価の向上」の割合が高い。その他では、全体及び女性では「雇用形態」、男性では「改善されても従事しない」の割合が高い。

	未従事者		
	全体	男	女
雇用形態（正規雇用）	30.8%	16.7%	36.8%
給与水準の向上	23.1%	16.7%	26.3%
勤務形態（労働時間、日数等）	11.5%	0.0%	15.8%
当該職種の専門性に対する評価の向上	30.8%	33.3%	31.6%
キャリアアップの仕組みの構築	3.8%	0.0%	5.3%
研修や職員教育の充実	19.2%	16.7%	21.1%
福利厚生の充実	7.7%	0.0%	10.5%
業務分担の見直し等による業務の効率化、軽減化	0.0%	0.0%	0.0%
職員の出産・育児に対する支援体制の整備	15.4%	0.0%	21.1%
メンタルヘルス対策の充実	3.8%	0.0%	5.3%
パワハラ・セクハラ防止策の充実	0.0%	0.0%	0.0%
その他	11.5%	16.7%	10.5%
改善されても従事しない	15.4%	50.0%	5.3%
特に無い	11.5%	0.0%	15.8%

（未従事者：全体N＝25、男N＝6、女N＝19、複数回答含む）

視覚障害生活訓練専門職に求められる能力

回答者が考える、視覚障害生活訓練専門職に求められる能力についてみると、下記①～⑮の全ての項目において、9割以上が必要であると考えている。

① 利用者の生命、健康及び生活に関わる専門職としての自覚と高い専門職倫理
② 利用者の権利や利用者に関する情報の保護
③ 利用者の尊厳と自立支援を重視した、利用者本位の立場に立った、利用者の生活の質の向上、社会参加の促進を目的とした訓練サービスを提供するために必要な専門的知識及び技術
④ 利用者に対する傾聴の姿勢、適切な説明及び助言
⑤ 利用者の訓練ニーズや能力の正確な測定及びアセスメントとそれらに基づく効果的な訓練計画の策定
⑥ 訓練結果の適切な評価及び記録とそれらに基づく訓練計画の見直し
⑦ 施設、訪問（在宅）を問わず、地域社会において適切な訓練サービスを提供することができる汎用性
⑧ 利用者を取り巻く生活環境やバリアフリー、福祉用具・福祉機器、IT関連機器に関する知識
⑨ 訓練サービスの内容をより効果的なものにするための、訓練方法、評価方法及び訓練に利用することのできる様々な資源に関する研究及び開発
⑩ 視覚に関する疾病及び障害の医学的知識、視覚に関する生理学的知識
⑪ 先天性の視覚障害に関する理解、他の障害や視覚障害に関連のある疾病の理解、加齢変化・高齢者の理解、人の発達に関する理解、それらを踏まえた利用者に対する適切な対応
⑫ 障害者に関する保健医療福祉制度をはじめとする社会保障制度の理解　⑬ 利用できる社会資源の活用、調整及び開発
⑭ 他の専門職に関する理解に基づく他の専門職との協働及びチームアプローチ、他の専門職から提供される利用者に関するデータの管理と解釈
⑮ 一人職種としての利用者への対応、訓練サービスの提供、他の専門職及び社会資源への連絡調整　⑯ その他の能力

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
従事経験者	97.7%	99.4%	98.3%	98.3%	97.7%	97.7%	98.3%	96.6%	94.4%	97.2%	98.9%	96.6%	96.6%	97.7%	96.0%	1.7%
未経験者	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	96.6%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	96.6%	0.0%
全体計	98.1%	99.5%	98.6%	98.6%	98.1%	97.6%	98.6%	97.1%	95.2%	97.6%	99.0%	97.1%	97.1%	98.1%	96.1%	1.4%

（全体N＝207、従事経験者N＝177、未経験者N＝29、複数回答含む）

視覚障害生活訓練専門職に必要となる知識及び技術

回答者が考える、視覚障害生活訓練専門職に必要となる知識及び技術については、下記⑮「統計的手法とそれを用いた研究方法に関する知識」については若干必要と考えている割合が低いが、それ以外の全ての項目において、9割以上が必要であると考えている。

1. リハビリテーションに関する知識　2. 専門職倫理に関する知識　3. 利用者権利に関する知識　4. 相談援助に関する知識及び技術
5. 臨床心理やカウンセリングに関する知識及び技術　6. 視覚障害者の生活訓練（機能訓練）に関する知識及び技術（歩行訓練）
7. 視覚障害者の生活訓練（機能訓練）に関する知識及び技術（点字訓練）　8. 視覚障害者の生活訓練（機能訓練）に関する知識及び技術（パソコン訓練）
9. 視覚障害者の生活訓練（機能訓練）に関する知識及び技術（日常生活訓練）
10. 視覚障害者の生活訓練（機能訓練）に関する知識及び技術（ロービジョン訓練）
11. 視覚障害者の生活訓練（機能訓練）に関する知識及び技術（その他の訓練）　12. 訓練計画、訓練評価に関する知識及び技術
13. 福祉用具・福祉機器に関する知識　14. バリアフリーやユニバーサルデザインに関する知識　15. 統計的手法とそれを用いた研究方法に関する知識
16. 視機能や視覚に関する知識　17. 視覚に関する疾病及び障害に関する知識　18. 視覚障害に関連のある疾病に関する知識　19. 人の発達に関する知識
20. 視覚障害児への対応に関する知識及び技術　21. 視覚障害児教育に関する知識　22. 他の障害に関する知識
23. 重複障害者への対応に関する知識及び技術　24. 他の感覚、神経生理に関する知識　25. 加齢変化及び高齢者に関する知識
26. 高齢の視覚障害者への対応に関する知識及び技術　27. 学習理論に関する知識　28. 身体の姿勢や運動に関する知識　29. 社会福祉に関する知識
30. 社会福祉制度（障害福祉制度）に関する知識　31. 社会福祉制度（他の福祉制度）に関する知識　32. 社会保障制度（医療、年金等）に関する知識
33. 視覚障害者関連組織・関連サービスに関する知識　34. 他の関連専門職に関する知識　35. その他の知識及び技術

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
従事経験者	99.4%	99.4%	99.4%	98.9%	96.6%	98.9%	98.9%	98.3%	97.7%	98.9%	98.9%	98.9%	98.9%	98.3%	81.9%	98.9%	99.4%
未経験者	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	93.1%	100.0%	100.0%
全体計	99.5%	99.5%	99.5%	99.0%	97.1%	99.0%	99.0%	98.6%	98.1%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	98.6%	83.6%	99.0%	99.5%

18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
98.9%	97.2%	98.3%	98.9%	97.2%	98.3%	98.3%	97.7%	98.9%	93.8%	96.6%	99.4%	98.3%	97.7%	97.7%	98.3%	96.0%	2.8%
100.0%	100.0%	96.6%	96.6%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	96.6%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
99.0%	97.6%	98.1%	98.6%	97.6%	98.6%	98.6%	98.1%	99.0%	94.7%	96.6%	99.5%	98.6%	98.1%	98.1%	98.6%	96.6%	2.4%

（全体N＝207、従事経験者N＝177、未経験者N＝29、複数回答含む）